

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応方針

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末をもって期限を迎えたが、法期限到来後も、当組合の金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わるものではありません。

お取引様からの貸付条件の変更等のご相談については、これまでと変わらず引き続き真摯な対応に努めてまいります。

金融円滑化に関する今後の対応等について、従来通り是非ご相談ください。

【対応方針】

1. お客様への新規融資、既往融資に係る貸付条件変更等の申込・相談に対する対応について

○お客様からの新規融資や、事業資金・住宅資金借入の弁済負担軽減等に関するご相談等には親身な対応を心がけ、可能な限りお客様のご希望に沿うよう努力いたします。

○与信判断に当っては、決算内容や外的的な事実だけではなく、その特性及びその事業の状況を勘案しつつ実情に応じた的確な融資判断・条件検討を行います。

2. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握するための態勢整備について

○お客様からの相談窓口を業務部長とし、その内容を記録、保存いたします。

○お客様に対する経営相談・経営指導および及びお客様の経営改善に向けた取組に関する支援を適切に行うよう努めてまいります。

○苦情窓口を総務部長とし、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

3. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

○他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込みご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関と相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

4. お客様への説明態勢の充実について

○お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、年齢、資産背景の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

以上